

市道路線の一部廃止について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 2 日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

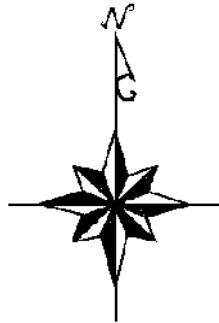
青梅市営千ヶ瀬第 2 住宅の解体に伴い路線を一部廃止する必要が生じたので、道路法第 1 0 条第 3 項で準用する同法第 8 条第 2 項の規定にもとづき、この案を提出いたします。

市道路線の一部廃止について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 1 項の規定にもとづき、次のとおり市道路線の一部を廃止する。

路 線 名	一 部 廃 止 す る 部 分	備 考
	起 点 終 点	
青 1 1 4 7 号線	青梅市千ヶ瀬町 1 丁目 1 2 1 番 1 青梅市千ヶ瀬町 1 丁目 1 2 0 番 1	別 記 図 面 表示のとおり

市道路線一部廃止略図



青梅市千ヶ瀬町1丁目地内



一部廃止する部分



一部廃止後の路線

延長（廃止部分）76.99メートル

